

喜界町給水条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、喜界町水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 喜界町水道事業の給水区域は、喜界町水道事業の設置等に関する条例（令和元年喜界町条例第22号）第2条第2項に規定する区域とする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定に基づき、管理者の権限を行う町長をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定工事業者」という。）が施行す

る。

- 2 前項の規定により指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置工事の施行及び指定工事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。
（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 給水

（給水の原則）

第9条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

- 2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水を制限し、又は停止したために損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第10条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第11条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が町内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代

理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(計量制の原則)

第12条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、メーターの故障その他事情により計量することができないときは、管理者が別に定めるところにより使用水量を認定する。

(メーターの設置及び保管)

第13条 メーターは、管理者が設置し、水道の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）に保管させるものとする。

2 メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。

3 共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーターの数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。

4 利用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。

5 利用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合には、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(利用者等の届出義務)

第14条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。

(2) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

(3) 臨時に水道を使用するとき。

2 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 利用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 私設消火栓を消火に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第15条 私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会のうえ、行わなけれ

ばならない。

(使用者等の給水装置の管理責任)

第16条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第17条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があったときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第18条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第19条 料金は、1か月について次の表に掲げる区分に従い算出した基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、集落が管理する公民館、グラウンド、ゲートボール場その他の施設及び墓地で使用する給水装置の料金は、口径別の基本料金のみとする。

基本料金		従量料金	
口径	金額	使用水量	金額
13ミリメートル	550円	10立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 55円
20ミリメートル	660円		
25ミリメートル	680円		
30ミリメートル	800円	10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 115円
40ミリメートル	853円		
50ミリメートル	1,320円	30立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 173円
75ミリメートル以上	1,540円		

(料金の算定)

第20条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下

同じ。)に使用水量の計量を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に計量を行うことができる。

(使用水量の認定)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 天災その他特別の理由により、検針することができないとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第22条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、1か月分としてこれを算定する。

(一時使用料金の前納)

第23条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算するものとする。

(料金の徴収方法)

第24条 料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により毎月徴収する。

2 月の中途で水道の使用を中止した場合における料金は、当該使用を中止したとき徴収する。

(工事負担金)

第25条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応じるため、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)が設置されていない場合(配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。)に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用並びにこれらに付随する費用との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(手数料)

第26条 管理者は、第7条第1項の指定をする場合、当該事務の申込者から1件につき4,000円の手数料を徴収する。

(料金等の減免)

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第28条 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第29条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) この条例による管理者に対する料金、工事負担金又は手数料を納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第20条の計量又は第29条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるとき

は、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第33条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置の新設等をした者
- (2) 正当な理由がなくて第12条の使用水量の計量、第13条のメーターの設置、第29条第1項の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 料金、工事負担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- (4) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者
- (5) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他不正の行為によって料金、工事負担金又は手数料の徴収を免れた者に

対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（喜界町簡易水道給水条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、喜界町簡易水道施設分担金徴収条例等を廃止する条例（令和元年喜界町条例第26号）第3号による廃止前の喜界町簡易水道給水条例（平成9年喜界町条例第7号。以下「旧給水条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって施行日以後に継続するものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに旧給水条例の規定により課した、又は課すべきであった工事費、水道料金、督促手数料及び工事負担金については、なお旧給水条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧給水条例の例による。

附 則（令和2年3月13日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。